

公 示

令和 7・8 年度において東海農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 72 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 31 日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 31 日

東海農政局長 秋葉 一彦

1. 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
- なお、これらの業種の区分については、別紙の業種別区分表に掲げるとおりとする。

記

契 約 の 種 類	建 設 工 事 等 の 種 別
1. 建設工事	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量、設計に関する契約

2. 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

（1）資 格

- ア 予決令第 70 条に該当する者は、有資格者としな^い。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は、有資格者としな^い。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者は、有資格者としな^い。
- エ 予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者は、有資格者としな^い。
- オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としな^い。
- カ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからオの規定に該当するときもまた同様とする。
- キ 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有していない者は、有資格者としな^い。

（2）資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

ア 建設工事契約

- （ア） 建設業法第 27 条の 23 第 2 項及び第 3 項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第 1 項の経営に関する客観的事項
- （イ） 専門技術者の状況
- （ウ） 東海農政局における工事成績

イ 測量・建設コンサルタント等契約

- （ア） 年間平均測量等実績高
- （イ） 自己資本額
- （ウ） 流動比率
- （エ） 営業年数
- （オ） 専門技術者の状況
- （カ） 東海農政局における測量等施行成績

3. 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

インターネットを使用して建設工事等の申請をする場合は、令和6年11月1日（金）から令和6年12月27日（金）までの間に下記に掲げるアドレスにアクセスしてパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和6年11月1日（金）から令和7年1月15日（水）までの間に入手するものとする。

インターネット一元受付専用のホームページ URL

建設工事の申請 <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

測量・建設コンサルタント等業務の申請 <https://www.pqrc.mlit.go.jp>

測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

〒104-0042 東京都中央区入船3-6-14 オーク入船ビル6階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク

電話番号 03-5542-0355

また、地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、令和6年10月31日（木）以降、次のホームページアドレスから入手することができる。

<https://nnppi.maff.go.jp/guide.html>

(2) 申請書の提出方法

インターネットにより申請する場合は、下記4（1）の①に掲げるアドレスにアクセスし、上記（1）において作成した申請用データを、上記（1）において入手したパスワードを入力のうえ送信する。

郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が東海農政局管内に所在する場合、下記（4）のイの場所に提出する。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）

ア 建設工事契約

（ア） 営業所一覧表

（イ） 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号）第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

（ウ） 業態調書

（エ） 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

（オ） 共同企業体等調書（経常建設共同企業体）

（カ） 共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体）（任意様式）

（キ） 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

（ク） グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

（ケ） 行政書士等による代理申請による場合には委任状

イ 測量・建設コンサルタント等契約

（ア） 測量等実績調書

（イ） 技術者経歴書

（ウ） 営業所一覧表

（エ） 財務諸表類

（オ） 登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

（カ） 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

（キ） 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

(3) インターネットを使用して申請をする場合の注意事項

以下の要件に該当する場合は、インターネットによる申請が行うことができないので、郵送による申請とする。

- ア 経常建設共同企業体として申請する場合
- イ 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- ウ 協業組合、企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- オ 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）

(4) 問い合わせ先及び郵送による申請書の提出先

ア インターネットによる申請の場合

(建設工事)

電話番号 06-6733-6857

(測量・建設コンサルタント等業務)

電話番号 03-5542-0355

イ 郵送による申請の場合

〒460-8516

愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

電話番号 052-201-7271 (代表)

東海農政局農村振興部設計課調整係 内線 2614

4. 一般競争（指名競争）に参加しようとする者の申請の時期及び方法

(1) インターネットの場合

令和6年12月2日（月）から令和7年1月15日（水）までの間に申請用データを送信する。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月29日（日）から令和7年1月3日（金）までの間は除く。

①申請書データの送付先

建設工事の申請 <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

測量・建設コンサルタント等業務の申請 <https://www.pqrc.mlit.go.jp>

②インターネット一元受付申請データ作成手引き入手先

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(注) インターネットによる申請は、上記の期間の受付のみとなり、郵送の場合については、随時受け付けるが、場合によっては資格取得が遅れることがある。

(2) 郵送の場合

令和6年12月2日（月）から令和7年1月15日（水）（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限る）すること。

①申請書の送付先：上記3の（4）のイ

②建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務用資格申請作成手引き書及び申請様式入手先

<https://nnppi.maff.go.jp/guide.html>

5. 資格審査結果の通知

資格がある場合は、必要な情報をホームページに掲載することにより通知するものとする。

資格がない場合は、文書により通知（郵送）する。

6. 資格の有効期間

資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。

業 種 別 区 分 表

1. 建設工事契約

業 種 の 区 分	内 容
1 土木一式工事	土木工事業
2 建築一式工事	建築工事業
8 電気工事	電気工事業
9 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 舗装工事	舗装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他工事	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2. 測量・建設コンサルタント等契約

業 種 の 区 分	内 容
71 測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
72 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定する土地家屋調査業務
73 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
74 建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
75 計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
76 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務
77 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務
78 その他	その他の業務